

医療助成受給者証が更新されました

重度心身障がい者の方、ひとり親家庭などの児童と親または養育者、乳幼児等のお子さんについては、病气やケガで病院にかかった時には、町から医療費の一部が助成されます。

※世帯の所得状況により助成が受けられない場合もあります。

なお、令和元年8月1日から高校生(18歳到達年度末)までのお子さんが新たに助成対象となりました。

【受給方法】

この助成を受けるには、役場から交付される「医療費受給者証」を医療機関に受診する際、保険証と一緒に提示してください。

今回、助成対象となる方には、**8月1日より使用できる新しい「医療費受給者証」**を郵送しています。すでにお手元に届いている方は特に手続きの必要はありませんので、そのままお使いください。

また、助成対象となると思われる方で「医療費受給者証」が届いていない方について

は、住民生活課国民健康保険係までお問い合わせください。

※新たに助成対象となる場合には、申請手続きが必要になります。

【申請先】

・住民生活課国民健康保険係
熊石総合支所

住民サービス課

・落部支所

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112



昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性の方へ 風しんの抗体検査と予防接種のお知らせ

昨年夏以降、主に関東地方を中心に風しんになる患者が増加しています。患者の多くは30歳代〜50歳代の男性であり、このうち、昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、これまでの制度上、公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、抗体保有率は女性や他の世代の男性より低くなっています。

このため、全国的に当該世代の男性に対して、令和4年3月31日までの期間に限り、まずは抗体検査を受けて十分な抗体がない方には予防接種法に規定する公的な予防接種として受けていただくこととなり、当該世代の男性に対して抗体検査・予防接種を無料で受けられるクーポン券を送ることとしました。

【風しんとは】

発熱および発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する、感染力の強い病気です。妊娠中の女性が風しんに感染すると、生まれてくる子どもの目や耳などに

障がいのある先天性風しん症候群が生じる可能性があります。

【クーポン券の送付について】

・昭和47年4月2日〜昭和54年4月1日生まれの男性
7月中旬にクーポン券を郵送しています。対象となる方で届いていない場合はご連絡ください。

・昭和37年4月2日〜昭和47年4月1日生まれの男性
来年度以降郵送予定ですが、今年度、抗体検査・予防接種を希望される方はクーポン券を発行しますのでご連絡ください。

【受けられる医療機関】

町内、町外を問わず本事業に参加している全国の医療機関で受けることができます。詳しくはクーポン券に同封した説明文をご確認ください。

【その他】

・町外へ転出された方は、八雲町から郵送したクーポン券は使用できません。転出先の市町村から新たなクーポン券を発行していただい

てください。

・抗体検査は、町が実施する町民ドック(8月30日(金)〜9月1日(日)実施)、特定健診(八雲地域 11月6日(水)〜7日(木)、熊石地域10月2日(水)実施)でも受けることができます。健診申込時にあわせて申し出てください。

【問い合わせ先】

保健福祉課健康推進係
☎0137-64-2111
熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

